「ツキノワグマ出没特別注意報」の発令等について

令和6年6月24日 自然保護課

今年度はツキノワグマの目撃情報が昨年度を上回り、過去最高のペースで 推移しており、注意が必要となっています。

また、6月24日に喜多方市において今年度初となるクマによる人身被害事故が発生したことから、下記のとおり、中通り、会津地域を「ツキノワグマ出没特別注意報」に引き上げするとともに、浜通りを対象とした「ツキノワグマ出没注意報」を8月31日まで延長することにしました。

夏の時期のクマは、山の食べ物が減るため、餌を求めて人里近くまで行動範囲を広げます。

人身被害等の発生を未然に防止するため、注意喚起を図ることを目的とします。

記

1 ツキノワグマ出没特別注意報

発令期間:6月24日~8月31日

対象地域:中通り、会津地域

2 ツキノワグマ出没注意報の延長

発令期間:(当初)4月1日~7月31日⇒8月31日まで延長

対象地域:(当初)県内全域⇒浜通り地域

3 発令基準

(1) 注意報

- ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作の とき (春期)
- イ 2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年より も早く活発となる可能性があるとき(春期)
- ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作 と予測されるとき (秋期)
- エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき
- オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき
- (2) 特別注意報

ア クマによる人身事故が発生したとき

(3) 警報

ア クマによる死亡事故が発生したとき

イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき